

令和3年 滑川町農業委員会 第10回総会 議事録					
召集月日	令和3年10月18日(月)				
開 会	令和3年10月25日(月) 午前9時29分				
閉 会	令和3年10月25日(月) 午前11時5分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	2番	吉田 昇	3番	齋藤哲男	

第 10 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 50 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 51 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 52 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定・農地中間管理権設定)
日程第 5	議案第 53 号	農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について
日程第 6	議案第 54 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、令和3年第10回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の方は、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん共にございません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと思います。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。第10回の農業委員会総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。稲刈りの方も一部残っている様ですが、だいぶ終わってきたのではないかと思います。今年は寒さも早くきて、紅葉と同時に雪も降るような地域もあった様で、年々暑さから寒さへの移り変わりが早くなって、春と夏が短くなってきている現象が起きています。海水温の上昇などにより、この様な気象状況の変化が多くなってきているので、環境の対策が大事になってくるのではないかなと思います。今日から緊急事態宣言も解除になり、色々な事が通常どおりになってくると思いますが、まだ、コロナ感染が終わったわけではありません。ただ、昨日あたりから東京は感染者が19人、埼玉県は6人。一時は東京も5,000人以上、埼玉県も1,000人以上と考えられない様な感染状況でしたが、こんなに早く感染が静まってきたのかなとも思います。世界的には、また復活してくる様な場所もあり、日本でも暫くは感染と対策が繰り返される可能性があると思いますので、今後も皆さんも気を付けながら行動して頂ければと思います。また本日提案された議案の慎重審議を皆様をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて

頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第10回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号2番の吉田委員さん、議席番号3番の齋藤委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第50号「農地法第3条について」を、議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より、議案第50号「農地法第3条(委員会)について」をご説明致します。今月の申請件数は1件、1,328㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第50号資料1と記載されているものをお手元にご用意ください。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、1,328㎡になります。譲渡人は共有名義の土地であるため2名おありまして、一人目は、東松山市大字〇〇〇×××番地、□□□様。

二人目は、東松山市〇〇〇×××番×××号、□□□様になります。譲受人は、東松山市〇〇〇×××番×××号、□□□様です。申請者の町内の農地経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地の取得をしたいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断することとなります。補足として事務局から、報告をさせていただきます。備考に記載のとおり、申請者は隣接する東松山市内においても農業経営を行っております。そのため東松山市農業委員会に照会を行い、町外農地の経営状況について確認を致しました。10月18日に回答がありまして、12,615㎡の農地を営んでいるとのこと。議案書記載の面積は13,529㎡となっておりますが、利用権による農地貸借が期間満了となっている農地が1か所含まれていたため、12,615㎡が正しいという事で修正をお願いします。また、この申請者は東松山市において認定新規就農者となっており、活動されていることも確認済みです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

7 番 はい。2班、班長、7番の贅田基司です。10月18日、月曜日、午前9時より、2班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を行いました。詳細につきましては、私、贅田が担当ですので、引き続き説明させていただきます。場所は〇〇〇集会所前の町道×××号線を〇〇〇に向かいまして、×××mほど行った所の右側にあります。申請者の自宅から×××kmほどの所にあります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、境界を確認しましたところ、はっきりと確認することができました。申請人の□□□さんの耕作面積は畑が15,556㎡、そのうち自作地は2,941㎡です。また自作地の畑は梨が植えられておりまして、

良好に管理されておりました。借入地には梨を 8,936 m²、路地野菜を 3,679 m²栽培しております。また、申請人はまだ 29 歳で、東松山市認定新規就農者であります。申請理由につきましては、自作している畑の隣接地でもある遊休農地を規模拡大のため購入し、梨を栽培していきたいという事であります。また今後も更に規模拡大をいたしまして、法人化により地域農業の発展と雇用の創出に尽力していきたいということでもあります。労働状況は通常本人が耕作を行っておりますが、多忙期にはパートタイマーを雇って労力の確保を行っているとのことです。農機等ですけれども、乗用の草刈り機 1 台、薬剤散布機、スピードプレーヤーを 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。調査の結果、今回の申請については適当と見受けられました。審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他には。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の推進委員の□□□です。対象の農地は申請者の自宅から×××km 程の所にありまして、申請地の隣接地で既に栽培を行っておりますので、申請地についても良く管理されると思います。申請地の状況ですが、北側と東側は道路に面していて、南側は申請者が所有管理しておりまして、ここで梨を栽培しております。西側は申請者の知人が管理している保全管理地に面しております。農薬使用の際には近隣に迷惑をかける事、除草をしっかり行うとの事ですので、周辺地の影響はないものと考えられます。本申請に関する意見は以上になります。

議長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り議案第 50 号、番号 1 について許可する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので議案第 50 号、番号 1 については、申請の通り

許可と決定致しました。以上で日程第2、議案第50号、番号1を終わります。日程第2は以上になります。

議長 日程第3、議案第51号「農地法第5条について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、事務局より議案第51号「農地法第5条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は6件、面積が4,050㎡の転用申請となっております。番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第51号資料1-①から②と記載されているものをご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地ですが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、1,546㎡です。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は深谷市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を建設するため転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

5番 はい。1班、班長、議席番号5番の高柳です。現地調査報告を致します。10月23日土曜日、午前8時より、農業委員3名、推進委員3名の計6名で現地調査を行いました。担当地区ですので、引き続き説明します。申請地ですが役場から県道〇〇〇線を〇〇〇し、×××km位進み、〇〇〇の前を右折して×××m位行った右側です。申請地の地番は事務局から説明があったので省略させていただきます。売買により所有権を取得し、太陽光発電を建設する為、転用したいということです。理由書がありますので読み上げます。転用行為の必要性として、私、□□□は、民間企業に勤めておりますが、将来を見据えた投資の一環として、所有するアパ

ート2か所、野立て1か所で太陽光発電及び電力の販売を行っております。定年後の生活の安定を考え、もう1基の太陽光発電による収入拡大を検討しておりました。太陽光発電によって発電された電力は、再生可能エネルギー特別措置法によって、20年間、通常の電力料金よりも高額で売電することが定められており、また、太陽光は異常気象などの特異な例外を除けば一定に入射するものである為、マンションや駐車場の様に利用人数によって利益の多寡が左右されるものとは一線を画すことが見込まれたからであります。その為、太陽光発電事業による売電収入には大いに期待をしているところであります。ところで、太陽光発電による発電効率を最大限に高めるためには、日射量の他に、パネルを整頓させて配置できる一定規模の面積を有する土地が不可欠であり、幸いな事に、このような条件に見合う土地を探した結果、本件土地は、耕作放棄地となって久しく、活用方策に乏しい状態が継続していた為、そこで太陽光発電事業を行う事は、非常に魅力的であります。これらの事情から、私は太陽光発電事業の開始を強く祈念しております。また、国が導入・普及を推し進めている、二酸化炭素をほとんど排出しない優れた再生可能エネルギーの一つである太陽光発電事業に参加することにより、自然環境の保護や環境にやさしいエネルギーの供給に貢献したいという思いに至りました。土地の選定理由、当初は雑種地や山林等に候補地を探しましたが、現在の売電価格から利益を算出しますと、雑種地では土地代金が高く、交渉しましたが利益を得られる土地が見つからず、太陽光施工業者の株式会社□□□さんからの紹介で、本土地を探し当てました。太陽電池モジュールの設置となるため50kw未満の発電規模を確保するために必要な設置面積、太陽電池モジュールの枚数及び太陽電池モジュールを設置する方角、及びその設置角度、設置高、風圧等諸条件を考慮し、電気線の引き込み状況等を確認した上で、モジュールの設置が効率的に配置できることの確認や、発電及び売電にあたっての最適なシステム設計のシミュレーションを行ってみたところ、今回の申請地が必要と

される要素を賄える土地であるという結論に至りました。発電出力は 50kw 未満、49.5kw ではありますが、数年前から発電電力量を増やす為に、太陽光パネル過積載、パワーコンディショナーの容量より 2 倍程度の容量の太陽光パネルを設置する行為での設置が主流になっております。東側には道がありますが、1 m 以上低所にあり太陽光を年間通して遮るような障害物はありません。申請地は盛土、切土等を行わず、雨水等は自己所有地内で自然浸透を図る予定で、素掘り側溝による水路を確保します。隣接する南西の農地は、農地転用許可が下り、太陽光を設置する予定であると聞いておりますが、土砂等が流出する心配もない為、諸問題が発生したとしても早急に対応することが可能であると考えております。この隣地の太陽光発電施設は、先日、農地転用申請が許可された土地で、既に工事が始まっております。今回の土地はその隣の土地になります。次に土地利用計画ですが、申請地は特に盛土、切土等の造成は行わずに整地を施す予定でおります。太陽光モジュール設置の為に架台を固定させる為、スクリー杭を地中に埋設し、その上に架台を設置し、更にその上に太陽電池モジュールを 324 枚分設置します。パワーコンディショナーは架台に設置するため、管理棟などのスペースは必要ありません。併せて電気の新規引き込み線工事や、送電線用の電柱の設置等を行います。資材等の搬入及び設置の為に作業スペースは、北側の公道より申請地内に侵入して行うため、周辺農地への影響はありません。雨水処理は敷地内自然浸透処理と素掘りによる水路を作ります。申請地の周囲を覆う形で高さ 1,200 mm 程度の侵入防止用フェンスを設置します。周辺農地への被害防除対策、太陽電池モジュールの設置に際して、土砂流出防止対策に関しまして、素掘り側溝による水路 500 mm×500 mm を確保することで雨水流出抑制対策を兼ねています。隣接農地及び周辺農地に対する日照・通風の影響に関しては、太陽電池モジュールの設置高は、最低部分で 770mm、最高部分で 1,450mm 程度となり傾斜角度 10 度程度の状態のため、日照や通風に関して影響を及ぼすことはありません。取水・排水

対策に関しては、取水及び雑排水は無く、雨水の排水は敷地内での自然浸透とします。除草業者と契約し、年間を通して定期的な草刈り、除草作業、素掘り側溝内の清掃を行うことで事業施設の適正な管理を図ります。安全対策・盗難対策として、太陽電池モジュール設置エリアの周辺全体に、高さ1,200mm程度のフェンスを設置します。また、遠隔監視システム、〇〇〇を設置する為、日常的に監視可能であります。法令等の状況です。経済産業省への届出も完了しており「10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」をもらっている様です。土地利用計画ですが、理由書にもあった通り、東側が道路、北側が道路、西側が山林、南側が現在工事中のソーラー発電施設です。雑草対策の為、100mm程度、敷砂利を敷く計画になっております。工事用車両の進入路は理由書にもありましたが、東側の公道と北側の公道を通過して申請地に入るそうです。それから、添付資料として資金調達計画書、工事見積書、融資証明、不動産売買契約証書、売電収支計算書、経済産業省の認定通知書、東京電力の接続契約書、代理人の委任状、農用地区域からの除外証明等が添付されております。申請地は長年に渡り耕作放棄地だった為、再生不能状態でしたので、やむを得ないのではないかと思います。ご審議の程、お願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 〇〇〇地区担当、推進委員の□□□です。10月23日に現地調査を行いまして、境等の杭の確認もでき、周りは山と畑になっているので、別に問題はないと思われまますので、審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、どうもありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 51 号、番号 1 については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第 51 号、番号 1 を終ります。

議 長 続いて議案第 51 号、番号 2 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。続きまして、事務局より番号 2 の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 51 号資料 2-①から④と記載されているものをお手元にご用意ください。それでは説明致します。番号 2、申請地は滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、900 m²、及び×××番×××、畑、同じく農振地域外の農地、32 m²、合計 2 筆、932 m²です。農地の区分は、2 筆とも 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は行田市〇〇〇×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、建売分譲住宅 3 棟の建築及び道路拡幅を行うため、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい、4 班、班長 13 番の金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査を 10 月 23 日、土曜日の午前 8 時 30 分より、農業委員 5 名、農地利用最適化推進委員 2 名、計 7 名にて実施しました。担当ですので続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい、次の信号を〇〇〇し、×××m 程進んだ所を左折し、更に×××m 程入った左側になります。申請者は行田市〇〇〇にある株式会社□□□、代表取締役、□□□さんです。申請内容としては、対象の土地の権利を取得し、建売住宅 3 棟を建築したいとのことです。申請理由としては、土地の所

有者である、□□□氏より、農地として利用する事が困難となり、有効利用できないかとの相談を受けたとの事で、検討した結果、近隣にも住宅が沢山あり、駅からも近く、住宅敷地として最適な場所ではないかと考えたとのことです。調査した結果、対象地は〇〇〇の北側にある休耕中の畑で、北側と東側は土地所有者の畑で、南側は雑種地です。また西側は町道で、道路後退を含む建売住宅の建設計画となっております。添付書類として、株式会社□□□の履歴書、定款及び稟議書、土地利用計画図、造成計画図、建築計画図、雨水浸透施設のカatalog、資金調達計画書、工事見積書、都市計画法等の規定による各種書類があります。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員の□□□です。この申請地は、〇〇〇で、〇〇〇から南西へ約×××km行った所にあります。現在、畑の方は休耕となっておりますが、保全管理はされています。申請地の周辺は宅地化が進んでいる所で、住宅3棟が建築されても周辺農地への影響は無いと思われれます。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。

6 番 はい。議席番号6番、田幡只夫です。農業委員会の方で全く関係ない話ですが、土地を後退して道路が6mに広がるのですが、子ども達が通学するのには、6mですと歩道がないと少し不便なので、これから関係部局の方が調整する時には、出来る限り、狭い道路で歩道も設置するような協議をして頂ければ農業委員会としてはありがたいなと思います。農業委員会の農地転用に関しては問題ないと思いますが、開発についてはそういう形の考慮を町として一考頂ければありがたいと思います。宜しくお願い致します。

議 長 はい、どうも大変貴重なご意見ありがとうございました。今後
に反映されて頂きたいと思いますので、事務局等も宜しくお願
い致します。

事務局 長 はい。ご要望がありましたので、建設課と協議の方をさ
せて頂きます。私の方でこの場でどうという事は言えないので申
し分け無いのですが、協議の方はさせて頂きます。宜しくお願
い致します。

議 長 はい。という事で、今後そういった事の考慮をお願いするよ
う伝えるという事で、宜しくお願い致します。他にはございま
すか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とす
ることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 51 号、番号 2 については、許
可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で第 51
号、番号 2 を終ります。

議 長 続きまして番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、続きまして、事務局より番号 3 について、説明、朗
読させて頂きます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 51 号資
料 3-①から③と記載されているものをお手元にご用意下さい。そ
れでは説明致します。番号 3、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇
××番×××、畑、農振地域外の農地、499 m²です。農地の区分は、
10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため
2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人が比企郡滑川町
大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は志木市〇〇〇×
××番×××号、□□□様、□□□様です。申請事由ですが、35
年の使用貸借権を設定し、専用住宅を建築する為、転用したい
というものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調
査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さん
よりお願い致します。

13 番 はい。4班班長、13番、金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を10月23日、土曜日の午前9時より農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、計7名で実施しました。詳細につきましては、担当の田幡委員さんより報告をお願いしたいと思います。

6 番 4班、議席番号6番、田幡只夫です。先程、金井班長のご報告の通り、10月23日土曜日、午前9時から現地調査を行いました。場所は、先程ご説明があった通り、〇〇〇字〇〇〇地内で〇〇〇から東北東に約×××mの所で市街化が見込まれる地域にあります。現在は栗畑ですが、分筆して住宅用地として奥様の実家の土地ということでございますが、借り受けて専用住宅を建てたいという計画になっております。現在は、志木市内の分譲マンションに住んでおりますが、子どもの成長に合わせて手狭になった為、奥様の実家の土地をお借りして計画しているという事でございます。今、住んでいる分譲マンションにつきましては、農転許可後、売却予定という事で誓約書が入っております。都市計画法の第34条第11号地域に該当して本件も開発許可の同時申請が出ている為、問題ないものと思われまます。宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員の□□□です。申請地は〇〇〇で〇〇〇からも近くにあり、宅地化が進んできております。また周辺には農地が点在し、耕作されている所もありますが、ここに住宅1棟が建築されても、現在の所、周辺農地への影響は無いと思えます。本申請に関する意見は以上になります。

議長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等がございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、無いようですので申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 51 号、番号 3 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で第 51 号、番号 3 を終わります。

議 長 続きますして番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より番号 4 の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 51 号資料 4-①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 4、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、115 m²、同じく〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、259 m²、合計 2 筆、374 m²が転用面積となります。農地の区分は、2 筆とも 10ha 以上の連たん農地であるため 1 種農地と判断いたします。1 種農地については、原則転用不許可となりますが、本件につきましては、土地所有者の親族による専用住宅の建築を目的としており、「住宅その他申請に係る土地の周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当する為、不許可の例外規定を満たしていると判断しています。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は比企郡滑川町〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××号室、□□□様です。申請事由ですが、30 年の使用貸借権を設定し、専用住宅を建築するため、転用したいというものです。備考として、図面の 4-①の公図をご確認いただきたいのですが、事業計画区域としては〇〇〇×××番×××の一部が含まれております。こちらは雑種地の為、転用面積には含まれておりません。そのため総事業面積としては、備考の通り 387 m²となります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いします。

13 番 はい、4 班、班長 13 番、金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査を 10 月 23 日、土曜日の午前 9 時半より、農業委員 5

名、農地利用最適化推進員2名、計7名で実施しました。詳細につきましては、担当の赤沼委員さんに報告をお願いしたいと思います。

- 9 番 はい、4班、9番、赤沼です。現地調査の結果につきまして、ご報告を致します。先程、班長から説明がありましたが10月23日土曜日、申請地の現地確認を行いました。土地の所在は、先程、事務局から説明があった通りでございます。申請地の位置は、〇〇〇を〇〇〇しまして、約×××km先の〇〇〇の所の信号を〇〇〇して〇〇〇の西側の通りを約×××m行った左側にあります。申請の内容は使用貸借権を設定して畑を転用し、自己用住宅を建築するものであります。申請の事由については、理由書がありますので内容を説明致します。現在、私は妻と二人でアパートに居住しております。今はまだ子どもはいませんが、今後、子どもが出来た場合、今の住居では手狭になりますので、妻とも相談し、住宅を建築することに決めました。両親や祖父に相談したところ、私が長男であることから、いずれは親の面倒をみて欲しいとお願いされました。祖父や父の強い願いもあり、実家の近くに建てることに致しました。そこで、いくつかの候補地を探して、条件的に今回の申請地を選定したということになります。早期の着工を目指し、農地転用許可申請をする次第です。何卒許可下さいませようようお願い申し上げます。以上の様な内容になります。申請地は実家の入り口の道路に隣接する平坦な休耕中の畑であります。雨水については浸透枳を設置して、宅内処理とし、雑排水については合併浄化槽で処理をして私設の道路側溝に放流する計画になっています。また、住宅建築にかかる資金計画書や、開発行為に関する申請書等も添付されておまして、確認をしています。理由書にも記載してありましたが、申請者の□□□さんは、将来的なことを考えて実家の近くに住宅を建てることを希望しています。従いまして、本申請につきましては、特に問題はなく、やむを得ないものと考えます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○担当、推進委員の□□□です。只今、担当委員さんの方から、詳しく説明ありましたが、この申請地の周辺は他の農地等と接近していないので、特に問題はないと思われまますので、どうかご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、無いようですので申請の通り許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 51 号、番号 4 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で第 51 号、番号 4 を終わります。

議 長 続きまして番号 5 の審議に入りますが、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の「議事参与の制限」に該当する委員さんがいらっしゃいますので、該当委員については退席を頂きますようお願い致します。それでは、該当委員さん、宜しくお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より番号 5 の説明、朗読させて頂きます。議案書は 3 頁、図面は議案第 51 号資料 5 - ①から④と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 5、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振地域外の農地、241 m²です。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様です。譲受人は比企郡滑川町○○○×××番地×××、□

□□株式会社、代表取締役、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、建売住宅1棟を建築するため、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

1 番 はい。班長の□□□委員さんが議事参与制限に該当する為、代理班長として1番の神田がご報告致します。10月23日土曜日、午前8時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名、計7名で現地調査を実施致しました。詳細につきましては、代理であります赤沼委員さんをお願い致します。

9 番 4班、9番、赤沼です。地区担当の□□□委員が議事参与制限に該当する為、代わりましてご報告致します。先程、説明がございましたが、10月23日土曜日に申請地の現地確認を行いました。土地の所在は、先程、事務局の方から説明があった通りでございます。申請地の位置については、○○○前の信号を○○○方面に向かいまして、○○○橋を渡り、○○○の交差点を直進して約×××m先の左側でございます。申請の内容は、所有権を移転して農地を転用し、建売住宅を建築するものです。申請の理由については、理由書がありますので、内容について説明申し上げます。弊社は、平成6年2月に個人事務所として開業し、平成18年10月に□□□株式会社を設立し、比企郡滑川町○○○×××番×××で宅建業、宅地造成を主に事業を行っております。申請土地を建売住宅地として計画しておりますが、周辺に住宅も多く、環境への悪影響を与える恐れはありません。買い物に便利な場所もあり、学校や駅もある為、通学・通勤に関しても安心でき、周辺の自然環境も豊である為、お子様の情操教育に適していますので、家族構成が適齡なご家庭の入居される方々を対象に、ご購入頂けると考えております。○○○周辺の土地を探している方が多くあり、月輪、都、東松山市大字下唐子で土地を探しました。探している中、上記申請地を地主様が協力してくれるとの話を頂けまし

たので、この土地を申請致しました。という様な理由でございます。申請地の周りは道路でございます。前面の道路よりこの土地は低い為、擁壁を設置して盛土による造成工事を行う計画になっております。また、雨水については、浸透トレンチを設置して、宅内浸透処理をしまして、雑排水は合併浄化槽で処理をして新たに新設する道路側溝に接続する計画になっております。それから、工事にかかる見積書、資金調達書、会社の定款等も添付をされております。申請地の周辺は、住宅開発により専用住宅の建築が年々増加する傾向にあります。この様な状況にありますので、本申請につきましては、やむを得ないものと考えます。以上でご報告を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 はい〇〇〇地区担当の推進委員、□□□です。申請地は〇〇〇で農地の集積よりも宅地化が進んでいる所です。この農地の田んぼは、現在、休耕され、保全管理されています。周辺農地の影響ですが、現在、南側前面に田んぼが耕作されていますが、ここに住宅一棟が建築されても、用水・排水路等には全く影響は無く、今回の申請について問題は無いと思われれます。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 51 号、番号 5 については許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付します。以上で議案第 51 号、番号 5 を終了致します。事務局は退席委員の復席の案内をお願いします。

(□□委員、復席)

議 長 審議の結果、許可相当となりましたのでご報告いたします。

議 長 続きまして、議案第 51 号、番号 6 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい、続きまして、事務局より番号 6 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は 3 頁、図面は議案第 51 号資料 6 - ①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 6、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、215 m²。同じく×××番×××、現況地目・畑、登記地目・田という形になります。農振地域内の農地で、243 m²、合計 2 筆の 458 m²が転用申請となっております。農地の区分は、2 筆とも 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため 2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は熊谷市〇〇〇×××番地、□□□様、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

13 番 はい、4 班、班長 13 番の金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査を 10 月 23 日、土曜日の午前 9 時より、農業委員 5 名、農地利用最適化推進委員 2 名、合計 7 名にて実施しました。詳細につきましては、担当の金子委員さんよりご報告をお願い致します。

10 番 はい、10 番、金子でございます。本申請は、農地法第 5 条の規定による許可申請でございます。申請場所は〇〇〇西側の〇〇〇を南に約×××km 進み、〇〇〇との合流地点の〇〇〇の手前約×××m の左手で〇〇〇に直接面しております。〇〇〇の入り口の反対側です。申請地①として、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、215 m²、②として×××番×××、畑、243 m²、合

計 458 m²です。申請者は熊谷市在中の□□□さん、□□□さんのご夫婦です。申請理由、現在お住まいの旦那様の実家が、家族が増え、手狭になってきた為、土地建物を所有していないので、奥様の実家近くに土地を求め、家を建てて住みたいというものです。子育てや親の介護に最適とのこと。申請書に建設計画書、隣地承諾書、資金計画書が添付されております。雨水は宅内処理計画、排水計画は申請資料からみて、合併浄化槽により側溝への放流と思われませんが、現在、町へ申請中とのこと、許可が得られることが条件となります。承諾を得ている南側の畑は、長年休耕中なので、農地に影響することはまず無いものと考えます。周辺に被害が生じた場合は、□□□氏が責任を持って対処して頂けるとのこと。以上、ご報告致します。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。他に。

推進委員 ○○○地区、推進委員の□□□です。申請地は○○○からも近く、農地の集積というよりも、宅地化が進んでいるところです。現在、農地は休耕され、保全管理されています。また、周辺農地への影響ですが、北側は住宅が出来ていて、南、東側には畑がありますが、ここに住宅1棟が建築されても現在のところ、問題は無いと思われ。本申請に関する意見は以上になります。

議長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第51号、番号6については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で、議案第51号、番号6を終りに致します。

議長 それでは次に移りたいところですが、次の項目は少し時間がか

かるようなので、ここで一旦休憩としたいと思いますので、宜しく
お願い致します。

(換気等の為、10 分間の休憩)

議 長 それでは再開致します。日程第 4、議案第 52 号「農業経営基強
化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定・農地
中間管理権設定）」を議題と致します。本議案については、複数の
委員さんが計画に関係しております。農業委員会等に関する法律
第 31 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」がございますので、
事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員に
ご退席頂いた後、審議を行いたいと思います。そのような審議の
方法で皆様宜しいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、そのような形で進めさせて頂
きます。事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 はい、事務局より議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法による
農用地利用集積計画について(利用権設定・中間管理権設定)」を
ご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 52 号資料をご用意くだ
さい。また、本日配布した資料の中で、8 頁と記載がある紙があ
るかと思いますが、52 号資料の同じ頁部分の差し替えになります。
直前の修正で申し訳ないのですが宜しくお願い致します。それ
では表紙を 1 枚めくってください。今回は 310 筆 574,069 m²とな
ります。内訳につきましては、3 年の賃借が 3 筆、5,008 m²。6 年の
賃借が 14 筆、22,226 m²。6 年の使用賃借が 5 筆、2,720 m²。9 年
の賃借が 4 筆、4,715 m²。9 年の使用賃借が 1 筆、629 m²。10 年
の賃借が 2 筆、3,846 m²。その他の賃借と致しまして、同じく 10
年の賃借になるのですが、こちらが 281 筆の 534,925 m²となっ
ております。今回のその他というところに書かれているものに関し
ましては、中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付という形
になっております。事前に書類の確認をして頂きましたが、今回
は羽尾、山田、福田地区における中間管理機構の賃借のうち、今

年の 12 月で満期を迎える土地が一斉に更新の手続きを行っているため、通常の月の 10 倍近い筆が申請されております。一部の方で、例えば土地の所有者が中間管理機構に貸して、また自身で貸借するといった土地に戻ってくる形の場合、更新を希望しない方もおりますが、ほとんどの利用者は概ね更新を頂いている状況です。詳細につきましては、次の頁を捲って頂きまして、1 頁から 11 頁、こちらまでの内容が詳しい調書という形になっております。借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。整理番号の頭番が同じ数字になっているものは、同一申請書に記載されたものです。補足説明として、全体として土地を提供する申請者のうち、代表相続人と記載されているものに関しましては、相続登記がされていないため、相続の代表者が申請しているものです。その為、必要書類となる他の相続人関係者の方からの同意書を添付して頂き、確認をしております。5 頁の整理番号 188 の案件につきましては申請者希望により貸借期間を 9 年として設定しております。11 頁の 277 番、278 番についてですが、滑川町内での農業参入は初めての方になります。月輪地区で農地と農業施設をお借りして、農業経営を行います。イチゴの施設栽培を予定しており、経営状況としては東京都練馬区において農業を行っており、家族経営協定を結んだ認定農業者が事業を拡大し、設立した法人と聞いております。現在約 6,000 m²の農業経営を行っているとのことです。貸借については農地所有適格法人としてではなく、解除条件付きの貸借としたいとの申請で承っております。本計画を作成するにあたり、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしているとの確認を受けております。なお、先程、会長からもご説明があった様に、審議にあたり、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですが退席を頂き、各審議をお願いしたいと思います。ご審議を宜しくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。まず整理番号 162、164、190、243、282 から 285、288、289 番を

除いて審議致します。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、この件について計画案に承認する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については計画通り承認する事に決定致しました。続きまして整理番号 162 番と 164 番の審議を行います。□□□委員さんは退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、この件につきまして、計画案を承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては、計画通り承認する事に決定致しました。□□□委員さん復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして、整理番号 190 番の審議を行いたいと思います。□□□委員さんは退席をお願いします。

(□□□委員、退席)

議 長 この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、この件につきまして、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件につきましては計画通り承認することに決定いたしました。□□□委員さん復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして、整理番号 243 番の審議を致します。□□□委員さん退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、整理番号 243 番の審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。それでは無いようですので、この件につきまして、計画案に承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、243 番は承認する事に決定致しました。□□委員の復席をお願い致します。

(□□委員、復席)

議 長 それでは、282 番の審議を行います。□□□推進委員さんは退席をお願いします。

(□□□推進委員、退席)

議 長 整理番号 282 番の審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については計画通り承認することに決定致しました。□□□推進委員さんは復席して下さい。

(□□□推進委員、復席)

議 長 続きまして、整理番号 283 から 285 番、□□□委員さんが該当しますので、退席をお願いします。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、整理番号 283 から 285 番の審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。それでは無いようですので、この件について賛成の方、挙手をお願いします。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画案の通り承認することに決定致しました。□□□委員さん復席をお願いします。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして、整理番号 288、289 番の審議を行いますので、□□

□委員さん退席をお願いします。

(□□□委員、退席)

議 長 整理番号 288、289 番の審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。それでは無いようですので、この件について計画案に賛成の方、挙手をお願い致します。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については計画案の通り承認することに決定致しました。□□□委員さん復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 議案第 52 号については、すべて計画通り承認することに決定致しました。日程 4 は以上になります。

議 長 日程 5、議案第 53 号「農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について」を議題と致します。本議案については、2 名の委員さんが事業に関連しております。農業委員会等に関する法律、第 31 号第 1 項に規定する「議員参与の制限」がございますので、事務局から議案内容全てについて説明をして頂き、その後、該当委員さんに退席頂き、審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様宜しいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせて頂きます。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第 53 号「農地中間管理事業法による農用地利用配分計画について」をご説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 53 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、利用配分計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。今回はこちらの更新関係について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、田・畑

の合計 285 筆、頁で言いますと最後の頁の末尾の部分になりますが、こちらに記載の 285 筆、合計 539,640 m²が対象となっております。詳細については、資料の農用地利用配分計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。言い換えると真ん中に記載されている人と一番左に記載されている氏名が同じ場合は、再貸付関係の更新で、真ん中と左側の記載が異なるものは借り手の変更となったもの、記載がないものは新規の貸借という事になります。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、事務局より説明が終わりました。まず整理番号 12 番、19 番、25 番、27 番、41 番、42 番、44 番、64 番、65 番、70 番、71 番、74 番、76 番、79 番、80 番、84 番、270 番を除いて審議致します。この件について、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、この計画案に承認する事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画通り承認することに決定致しました。続きまして、整理番号 12 番、19 番、25 番、27 番、64 番、65 番、71 番、74 番、76 番、79 番、80 番、84 番、270 番の審議を行いますが、□□□委員さんが該当しますので、ご退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、只今の番号の□□□委員さんの審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、この件について計画案に承認する事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画通り承認することに決定致しました。□□□委員さんの復席をお願い致します。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして、整理番号 41 番、42 番、44 番、70 番は、赤沼委員さんが該当致しますので、□□□委員さんの退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、整理番号 41 番、42 番、44 番、70 番の審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、この件について計画案通り承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については計画通り承認する事に決定致しました。□□□委員さんの復席をお願いします。

(□□□委員、復席)

議 長 議案第 53 号についての審議が全て終わりました。議案第 53 号については、全て計画通り承認することに決定致しました。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 54 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 54 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」をご説明致します。議案書の 6 頁、議案第 54 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、9,678.63 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが、所在地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、524 m²、外 11 筆、田畑等合計 9,678.63 m²になります。位置については、議案第 54 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが、比企郡滑川町大字○○○×

××番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。報告は以上になります。

議 長 はい、どうもありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは議案第 54 号の質疑を終了致します。日程第 6 は以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会令和 3 年第 10 回の総会は閉会する事に決定致しました。ご協力をありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましては、慎重審議をありがとうございました。それでは総会の方を終了させていただきますので神田職務代理より、ご挨拶の方を宜しくお願い致します。

職務代理 長時間に渡り慎重審議をありがとうございました。令和 3 年第 10 回の総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年11月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 吉 田 昇

署名委員 齋 藤 哲 男